

学校いじめ防止基本方針

(平成 25 年いじめ防止対策推進法)

令和 6 年 3 月改訂

1 基本理念について

(1) 基本理念

いじめは重大な人権侵害であり、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を学校の最優先課題として、学校全体で取り組んでいく。

いじめの防止等の取組にあたっては、学校全体で、いじめの特性を充分認識し共通理解を図った上で、生徒のいじめ防止等に関する取組を支援しながら、「未然防止」を中心に据え、「早期発見」「早期対応」の取組を計画的、継続的に実施する。

◆いじめについての基本的認識

- ① いじめは生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れのある深刻な問題である。
- ② いじめは重大な人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめはどの学校においても起こり、また誰もが被害者にも加害者にもなり得る。
- ④ いじめは日常生活の延長上で生じ、当該行為がいじめか否かの逸脱性の判定が難しい。
- ⑤ いじめはいじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、観衆や傍観者の存在によって成り立っている。
- ⑥ いじめはインターネットを介することによりさらに見えにくくなっている。
- ⑦ いじめの中には、犯罪行為として扱うことが必要な内容がある。
- ⑧ いじめは、学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

◆いじめについての基本姿勢

- ① 日頃から、いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 生徒一人一人の自己有用感を高めるとともに、自己指導能力を育成する。
- ③ いじめの未然防止の取組を、全教育活動を通して行う。
- ④ いじめの早期発見のための取組を、計画的に実施する。
- ⑤ いじめを受けた被害者を徹底して守り通すことを主眼に据える。
- ⑥ いじめの早期対応のために、校内だけでなく関係機関と連携した取組を行う。

(2) いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

このいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

2 学校いじめ対策組織について

(1) 組織名称と構成員、対応内容

① 日常組織(常設組織)

組織名称：『生活相談部会』

構成員：校長、教頭、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター、生徒指導学年担当(集約担当)、養護教諭、スクールカウンセラー（ＳＣ）、教育相談員

対応内容：ア 生徒指導に関する情報交換（収集）・共有
ーいじめが疑われるケースの迅速な把握、共有ー
イ 子ども理解に関すること（アンケート調査・教育相談など）
ウ いじめの予防対策・早期発見に関すること（校内外研修・先行研究）

開催：毎週１回（時間割の中で開催）

② いじめの疑いに係る情報があったときの緊急の組織

組織名称：『いじめ対策委員会』

構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、当該学年主任、当該学年生活指導担当、ＳＣ、[当該教諭]
[必要に応じて、外部関係者]

対応内容：ア 状況把握・解明・分析[実態（状況）調査等]
イ 今後の指導体制、指導方法の明確化
ウ 関係機関との連携・調整
ー保護者・保護者会・評議委員・教育委員会・警察等ー
エ 事後経過などの把握、確認
オ 拡大、再発防止の推進

開催：いじめ事案発生に応じた緊急開催とする

(2) 教職員以外の構成員

① 葛南教育事務所

・生徒指導担当主席指導主事、生徒指導専任、ＳＶ など

② 習志野市教委

・生徒指導担当指導主事、心理発達相談員 など

③ 福祉の専門的知識を有する関係者

・ＳＳＷ、民生委員、児童委員、主任児童委員、子育て支援課職員 など

④ その他の関係機関

・警察、弁護士、学校医、学校支援アドバイザー など

3 いじめの未然防止について

(1) 啓発活動

- ①学校の基本方針や対応やいじめの相談窓口についてホームページを利用し、生徒、保護者、地域に周知する。
- ②日頃から豊かな人間関係づくりを基盤にした学年経営、学級経営、学習指導に努める。
- ③自己指導能力の育成や自己有用感を高める教育活動を展開するよう努める。
- ④生徒会活動を通して、生徒がいじめに対して主体的に考え、行動する機会を意図的・計画的に設定する。
- ⑥いじめアンケートや教育相談を定期的実施する。
- ⑦傍観者の中からいじめを抑止する仲裁者や、いじめを告発する相談者が現れるような「いじめ防

止教育」を実施する。

*発達障害をもつ生徒、外国籍や帰国子女、LGBTQなどに配慮する。

(2) 教職員の研修の充実

- ①基本方針を活用した校内研修を実施し、全教職員で共通理解を図る。
- ②新聞等の各種情報や具体的な事例を基にしてスキルの向上に努める。

(3) 確かな生徒理解を図る

- ①給食や清掃や部活動等で直接指導を行うとともに、休み時間や登下校の見守りを心がける。
- ②健康観察の充実や、生徒の日常観察を充実させるなど生徒理解の機会を増やす。また、教職員の間で情報交換を密にする。

(4) 生徒指導の機能を重視したわかる授業の展開

- ①自己決定の場を意図的に設けることにより、自己指導能力を育成する。
- ②自己存在感や交流場面を意図的に設けることにより、自己有用感を育成する。
- ③共感的な人間関係づくりに心がけ、生徒同士、生徒と教師の絆づくり、居場所づくり、他者受容感等を深める。

(5) 道徳教育や人権教育の充実により豊かな人間性の育成

- ①道徳の授業でいじめに関する内容項目に触れるよう計画する。
- ②人権教室の開催や人権の啓発活動を通し、生命尊重の精神や人権感覚の育成を図るとともに、暴力等の排除についての啓発を図る。

(6) 学級活動、生徒会活動の充実

- ①いじめ防止等の取組に各個人及びクラスで話し合う時間を確保し、意識の高揚を図れるよう努める。
- ②生徒会はいじめ防止の広報及び活動を行う。教職員はその推進及び支援にあたるよう努める。

(7) 情報モラル教育の充実

- ①技術科や学級活動、道徳など相互の関連を図りながら、情報教育の充実を図る。
- ②携帯電話、PCなどの正しい使い方、個人情報の書き込み、誹謗・中傷などの情報モラルの指導に重点をあてた情報活用能力の育成を図る。
- ③学校だよりや保護者会の機会に、フィルタリングやネット社会の現状とその危険性等について啓発を図る。

4 いじめの早期発見について

(1) 質問紙によるアンケート調査について

① 習志野市教育委員会指導課主体の調査について

- | | | |
|---|----|---|
| ア | 目的 | いじめの早期発見 |
| イ | 期日 | 毎学期、年3回実施する |
| ウ | 方法 | 児童(生徒)対象 質問紙による
質問紙作成：教育委員会 集計・分析：当該校（各学年に集約担当を置く） |
| エ | 報告 | 集計後、教育委員会指導課へ提出
重大事態と判断される場合は直ちに教育委員会指導課へ報告 |
| オ | 対応 | 生活相談部会が中心となり、事案によってはいじめ対策委員会 |

(2) 面談等による調査について

- ア 目的 いじめの早期発見
イ 期日 教育相談 毎学期、年3回（全生徒） 長期休業明け（取り出し生徒）
ウ 方法 全校生徒対象（取り出し生徒）
エ 報告 重大事態と判断される場合は直ちに教育委員会指導課へ報告
オ 対応 生徒指導部会が中心となり、事案によってはいじめ対策委員会

(3) 日常の取組について

① いじめのサインに気づく

- ・ いじめられている生徒は、心理的負担感を「心・身体・言動」にストレス反応として意識的、無意識的に表出する。また一見、遊び・ふざけ・喧嘩に見えるものにも注意を払う。
- ・ サインに気づいたら被害を過小評価しない。

② 人間関係の把握に努める

- ・ 固定化したグループの子ども同士の関係性について、アセスメントを必要に応じて行う。
- ・ 複数の教職員の情報をつなぎ合わせて全体像を適切に把握する。

③ 組織により情報収集力を高める

- ・ 生徒の日記の活用を図り、生徒の心情をきめ細かに把握するよう努める。
- ・ 教育相談月間だけでなく、日頃から相談しやすい環境づくりに務める。
- ・ 生徒及び保護者に対し、校内では特別支援教育コーディネーターを窓口とすること、校外での相談窓口の周知を図る。
- ・ 「学校全体で生徒を教育する」を基盤とした教職員の協働体制の確立を図る。
- ・ 教育相談部会の充実を図り、ＳＣ、教育相談員、支援員等と教職員との連絡体制を確立する。
- ・ 学校としての「気づきの力」と保護者ＰＴＡ・地域としての「気づきの力」を組織化するために、保護者ＰＴＡ・地域との信頼関係の構築及び連携を図る。

④ いじめに関する指導体制及び相談体制の確立

- ・ 主任会を常設（週１回）し、各学年の生徒の状況について確認する。
- ・ 生活相談部会を常設（週１回）し、生徒の様子について情報収集を行い、不安や悩みを抱えた生徒への支援方法について協議する。
- ・ 定例の職員会議で、生徒指導の各分掌の報告を通し、職員の共通理解を図る。また、定期的に課題を抱えた生徒の情報交換を行い、指導方法等について確認する。
- ・ 特別支援教育コーディネーターを中心として、ＳＣ、教育相談員、支援員との情報共有を図る。
- ・ 生徒指導専任、訪問相談担当教員、特別支援教育アドバイザー等を必要に応じての派遣要請し、生徒の状況や指導体制について助言を受ける。
- ・ いじめの相談窓口の周知とその機能状況について、生徒指導部会等で確認する。

5 いじめの相談・通報について

(1) 日常の相談・通報

① 学校

- ・ 生徒、保護者に対して、学校だより等で、校内外のいじめの相談窓口の周知を図る。
- ・ 相談窓口は学級担任を基本とするが、特別支援教育コーディネーター、ＳＣ、教育相談員、養護教諭等、どの教職員でも可能であることを周知する。
- ・ 警察、学区青連協、民生委員・児童委員等の関係機関と日頃から連携を取り、情報交換や情報共有がしやすいようにする。関係機関との窓口は教頭とする。

② 校外の主な相談窓口

機 関 名	TEL	相談方法・受付時間・その他
-------	-----	---------------

24時間いじめ相談ダイヤル	0570-0-78310	全国共通 24時間
千葉県子どもと親のサポートセンター	0120-415-446	いじめ相談24時間電話受付 電話(月～金)9:00～21:00 面接(月～金)9:00～17:00 要予約
千葉いのちの電話	043-227-3900	24時間電話受付
中央児童相談所	043-253-4100 043-253-4101	緊急相談は24時間受付 電話 8:30～20:00
千葉県精神科医療センター	043-276-3188	救急
習志野市総合教育センター	047-476-1715	電話・面接(月～金)8:30～17:15
千葉県警察少年センター	0120-783-497	電話・面接(月～金)8:30～17:15
チャイルドライン千葉	0120-99-7777	電話(月～土)16:00～21:00 NPO
子ども人権110番 (法務省人権擁護局)	0120-007-110	電話(月～金)8:30～17:15 子ども専用SOS E-mail 有り
習志野市教育委員会指導課	047-451-1132	
習志野市青少年センター	047-452-0919	
習志野警察署生活安全課	047-474-0110	
千葉県教育庁葛南教育事務所	047-433-6017	

(2) 相談・通報に関する配慮事項等

- ①相談しやすい環境づくりに努める。
- ②相談する時間、場所等について、相談者に対する配慮を優先する。
- ③相談の状況が、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、警察に相談または通報を行う。
- ④相談内容等に関する守秘義務を遵守する。また、必要に応じて関係職員の情報共有を図るとともに、状況に応じた支援体制や指導体制を早期に確立する。

6 いじめを認知した場合の対応について

(1) 基本姿勢

- ①組織による指導体制を整え、早期対応(特に初期対応)をする。また、学校は事実を隠蔽したり虚偽の説明を行ったりすることなく真摯に対応にあたる。
- ②被害生徒、被害生徒の保護者の意向を反映した指導体制を確立する。また、被害及び加害双方の生徒・保護者には経過を含めて、その都度指導内容を報告する。
- ③必要に応じて、関係機関との連携を図りながら対応する。

(2) 組織的対応の具体化

- ①早期に問題や危機を拾い上げるシステムをつくる。
- ②問題状況を正確に把握する。
- ③対応の方針と目標設定を行う。
 - ・観察によって得られた情報の蓄積と整理(担任、教科担当、養護教諭、相談員、SC、校医等)
 - ・生活アンケートなどの活用
- ④学校内の援助資源、地域の社会資源を活用する。
- ⑤チームで継続的に指導・援助、及び聴き取りや指導内容を確実に記録する。

- ⑥錯綜する情報をまとめるキーパーソンを明確にする(生徒指導担当、教育相談担当、特別支援教育コーディネーター、管理職など、状況により担当者を決定する)。
- ⑦問題を学校全体のこととして捉え、教職員間の報告・連絡・相談・確認を密に行い、教職員の共通理解・共通行動を図る。

7 指導について

- (1) 対応の第1歩…いじめられる子どもの心情に寄り添う。
 - ①誰も助けてくれないという無力感を取り払う。
 - ②「あなたは決して悪くない」、「必ず守る」と一緒に立ち向かう支援者としての決意を伝える。
 - ③辛さや願いを語ることができる安心感のある関係をつくる。
 - ④大人の思い込みで子どもの心情を勝手に受けとめない。
- (2) 対応の第2歩…いじめられる子どもの願いをとらえる。
 - ①被害者のニーズを確認する時には、心理的なケア、安全な居場所の確保、いじめる側や学級全体への指導に関する配慮などをポイントとする。
 - ②具体的な支援案を提示し、子どもや保護者に選択させる。
 - ③危機を一緒にしのいでいくという姿勢を生徒及び保護者に伝える。
- (3) 対応の第3歩…いじめる子どもへの事実確認と関係修復
 - ①複数の教職員で役割を明確にしたチームを編成、対応の基本方針を教職員の共通理解の基に決定する。
 - ②事実関係を確認し、全体状況を客観的に明らかにする。
 - ③いじめの行為は認められないという毅然とした態度をとりながらも、いじめる子どもの内面の「せつなさ」を受けとめる。
 - ④加害者が罪障感を抱き、被害者との関係修復に向けて自分ができることを考えさせるようにさせ、保護者にも取組を要請する。
 - ⑤事前及び対応の過程(状況によっては出席停止などの特別な指導等を含む)で、子どもや保護者の同意を得る。また、指導の結果を被害者と保護者に伝える。さらに、解決したと思われる場合でも、継続して状況を見守る。
- (4) 対応の第4歩…観衆、傍観者等への指導
 - ①当事者だけの問題にとどめず、学級及び、学年、学校全体の問題として考え、いじめの観衆者、傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
 - ②「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
 - ③はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
 - ④いじめを訴えることは、正義にもとづいた勇気ある行動であることを理解させるよう指導する。
 - ⑤いじめに関するマスコミ報道や、体験事例、いじめのアンケート結果等の資料を基に、いじめについて話し合いを行い、生徒の問題として意識させる。

*いじめに係る行為が止んでから3か月たってもいじめがない。被害者が心身の苦痛を感じていない。この2点が解消されて「いじめが解消された」と判断する。

8 重大事態への対処について

- (1) 重大事態の基準
 - ①いじめにより、在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ②いじめにより、在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 ※相当な欠席数とは、年間３０日を目安とする。
- ③生徒及びその保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

(2) いじめを起因とする欠席の初期対応

- ①直ちに校内委員会を開き、対応を検討する。
- ②その生徒が３日休んだら、市教委へ報告する。
- ③１０日休んだら、ＳＣも交えて校内委員会を開き、対応策を考える。
外部機関とも連携する。

(3) 重大事態への対応

- ①学校が主体で調査するか、教育委員会が主体で調査するか、教育委員会の指示を受ける。
- ②関係機関を加えた「いじめ対策委員会」を設置する。
- ③客観的な事実関係を速やかに調査し、事実関係を可能な限り明確にする。
- ④被害生徒及び被害生徒の保護者の意向を尊重するとともに、情報を適切にかつ適宜提供する。
- ⑤被害生徒の安全を最優先とした対応を整える。
- ⑥犯罪行為と認められるときは、警察に通報する。
- ⑦加害生徒への指導については、状況によっては出席停止を視野に入れながら、毅然とした対応を取り、被害生徒及びその他の生徒の安全を確保する。
- ⑧関係機関と緊密に連携を取り、指導・助言を受ける。
- ⑨学校が主体で調査した場合には、調査結果を教育委員会に報告する。
- ⑩調査結果及び関係機関の指導・助言を受けて、当該事案への対処並びに再発防止に努める。

9 公表、点検、評価等について

(1) 公表

- ① 学校ホームページに本基本方針の概要を掲載する。
- ② 学校だより、保護者会等により保護者・地域への周知を図る。

(2) 点検

- ① 生徒指導部会等、校内の教職員による、本基本方針に基づいた対応を点検する。
- ② 学校評議員等の外部による点検を実施する。

(3) 評価

- ①学校評価
 - ・いじめの防止等に関する質問を加えて実施する。
- ②学校評議委員会
 - ・基本方針運用状況について意見聴取する。
- ③教育委員会報告
 - ・評価内容を市教委へ報告する。

(4) 改訂

- ・本基本方針は、上記の点検・評価を生徒、保護者、教職員等から幅広く意見を聴取した上で、その都度見直しを行い、必要に応じて随時改訂する。